

# 政務活動費連絡会報告書

令和元年 12 月 17 日

神奈川県議会 政務活動費連絡会

## はじめに

神奈川県議会においては、それまでの「政務活動費の手引き」における「曖昧」な表現の明確化を図るという観点から、平成 28 年 3 月に手引きの見直しを行い、名称も「政務活動費の指針（以下「指針」という。）」に改めた。以来この「指針」に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費として、政務活動費を支出し、運用を行ってきた。

こうした中で、政務活動費については、県議会として、社会情勢の変化やその運用状況などに留意しつつ、更なる見直しが必要であるとの認識に立ち、本年 6 月に、団長会のもとに「政務活動費連絡会」が設置されたところである。

当連絡会は、団長会からの諮問に基づき、限られた時間の中で、更なる透明性の向上と適正性の確保を図るという観点から、「指針」、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」及び「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程」に関する事項について、検討を重ね、見直しの方向性を取りまとめたので、その結果について次のとおり報告する。

令和元年 12 月 17 日

神奈川県議会議長 梅沢 裕之 殿

政務活動費連絡会 座長 杉本 透

## I 「政務活動費の指針」に関する事項

### 1 議員本人、生計同一親族、関係する法人の取扱い

#### (1) 事務所費

##### ア 現行の取扱い

事務所が議員の所有物である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできないものとされている。

##### イ 課題

生計同一親族等の場合、賃貸借等の実態等について疑義を持たれやすい。

また、共有名義の場合の取扱いが不明確である。

##### ウ 見直しの方向性

事務所が議員本人・1親等の親族・生計同一親族所有物（共有を含む）である場合は、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする。

また、議員本人・1親等の親族・生計同一親族が役員等の法人所有の事務所の場合も、事務所の賃借料に政務活動費を充当することはできないものとする。

#### (2) 人件費

##### ア 現行の取扱い

議員と生計を一にする親族を政務活動補助職員として雇用する場合は、必要な税制上の措置を適切にとるよう特に留意するなど、より慎重な対応をするとされている。

##### イ 課題

生計を一にする親族等の場合、雇用の実態等について疑義を持たれやすい。

##### ウ 見直しの方向性

1親等の親族・生計同一親族を政務活動補助職員として雇用する場合は、人件費に政務活動費を充当することはできないものとする。

### (3) 調査研究費（調査研究委託・県外調査出張の同行）

#### ア 現行の取扱い

親族等への調査研究委託の可否について、明文化されていない。

現地調査のために議員と生計を一にする親族を会派又は議員の政務活動の補助業務のために雇用する職員として県外等に出張させる場合は、その者が当該調査研究について相当の専門的知識等を有するときに限り、当該出張に要する経費に政務活動費を充当できるとされている。

#### イ 課題

親族への調査研究委託は委託の実態等について疑義を持たれやすい。

親族の出張への同行の必要性については、疑義を持たれやすい。

#### ウ 見直しの方向性

調査研究委託の委託先が1親等の親族・生計同一親族の場合又は議員本人・1親等の親族・生計同一親族が役員等を務める法人の場合は、調査研究委託費に政務活動費を充当することはできないものとする。

また、1親等の親族・生計同一親族の県外調査出張への同行は政務活動費を充当できないものとする。

## 2 議長提出すべき書類

#### ア 現行の取扱い

携帯及び固定電話料金、通信費等について政務活動費を充当する場合、領収書を支出に係る証拠書類等とすることができる。

#### イ 課題

領収書では支出に適しない保証料、レタックス代及び電報代が含まれていないか確認ができない。

**ウ 見直しの方向性**

電話代等の明細書を議長提出すべき書類とする。

**3 タクシーの利用区間等の記載**

**ア 現行の取扱い**

タクシー代に政務活動費を充当する場合は、支出伝票の備考欄等にタクシーの利用区間又は利用区域を記載するとされている。

**イ 課題**

利用区間又は利用区域の記載内容が分かりにくい場合もある。

利用目的の記載がないため透明性が高いとは言えない。

**ウ 見直しの方向性**

支出伝票の備考欄等に利用区間（乗車地・主な経由地・降車地）及び利用目的を記載するものとする。利用区間は町名までの記載とする。

**4 支出伝票等の様式変更**

**ア 現行の取扱い**

会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号が記載されていない。支出伝票に会派名が記載されていないケースがある。

**イ 課題**

会計帳簿と支出伝票の照合に時間と手間を要している。

**ウ 見直しの方向性**

会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載するものとする。

支出伝票に会派名を必ず記載するものとする。

## 5 伝票の備考欄等への記載事項の追加

### (1) 会議費

#### ア 現行の取扱い

会議のテーマ等の記載について明文化されていない。

#### イ 課題

会議の内容が分からない。

#### ウ 見直しの方向性

各種会議の開催に要する経費に政務活動費を充当する場合は、当該会議等のテーマ、場所等を支出伝票の備考欄等に記載するものとする。

### (2) 交通費（電車代等）

#### ア 現行の取扱い

領収書をもって支出に係る証拠書類等とすることができる。

#### イ 課題

領収書の場合、利用区間が確認できない。

#### ウ 見直しの方向性

電車代等の交通費の領収書で、利用区間の明示がない場合は、備考欄に利用区間を記載するものとする。

### (3) 資料作成費

#### ア 現行の取扱い

1件につき5万円を超える資料作成費に政務活動費を充当する場合は、資料の作成部数を支出伝票の備考欄等に記載するとされている。

#### イ 課題

5万円以下の場合、作成部数が分からない。

## ウ 見直しの方向性

金額にかかわらず、資料作成費に政務活動費を充当する場合は、資料の作成部数を支出伝票の備考欄等に記載するものとする。

## 6 指針における使途の明確化

### (1) 広報・広聴費

#### ア 現行の取扱い

新聞等への掲載料について明文化されていない。

#### イ 課題

新聞等への掲載料に政務活動費を充当できるかが明確になっていない。

## ウ 見直しの方向性

広報・広聴費の具体的な事例に「新聞等掲載料」を追加する。

### (2) クレジットカード決済

#### ア 現行の取扱い

物品の購入に係る分割払いには、政務活動費を充当することができないものとする。ただし、当該年度内に支払が完了するものであって、分割払いに伴う手数料、金利等が発生しないものは、この限りでないとされている。

#### イ 課題

クレジットカード決済の取扱い方法について明確になっていない。

## ウ 見直しの方向性

クレジットカード決済は、一括払いの場合のみ政務活動費を充当することができるものとする。

### (3) 宿泊費

#### ア 現行の取扱い

研修費における宿泊費の充当について明文化されていない。

#### イ 課題

研修費における宿泊費に政務活動費を充当できるかが明確になっていない。

#### ウ 見直しの方向性

研修費の具体的な事例に「宿泊費」を追加する。

### (4) 切手・はがきの購入

#### ア 現行の取扱い

切手の購入費は、1回当たり1万円を充当限度額とする。

#### イ 課題

1回当たり1万円の充当限度額について、期間の基準がなく、取扱いが分かりにくい。

#### ウ 見直しの方向性

切手の購入費は、一月当たり1万円を充当限度額とする。

## Ⅱ 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例及び同条例施行 規程に関する事項

### 条例及び施行規程の改正を検討すべき事項

#### (1) 会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの閲覧

##### ア 現行の取扱い

県民等が神奈川県情報公開条例に基づく行政文書公開請求を行った場合、議長は請求のあった日から起算して15日以内に諾否決定を行う。

請求者は、その上で、会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しを閲覧している。

##### イ 課題

請求者にとって時間と手間を要している。

##### ウ 見直しの方向性

即日閲覧できるよう情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入することとする。

※ 証拠書類等・・・支出伝票、領収書等

#### (2) 会計帳簿の写しの議長提出

##### ア 現行の取扱い

会派及び議員は、当該年度に係る証拠書類等の内訳を明確にした会計帳簿の写しを、原則として翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならないと指針にのみ記載されている。

##### イ 課題

議長提出の根拠が収支報告書及び支出に係る証拠書類等の写しと異なっている。

##### ウ 見直しの方向性

会計帳簿の写しの議長提出について、条例に規定する。

(3) 収支報告書並びに会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開

ア 現行の取扱い

政務活動費収支報告書一覧表のみ神奈川県議会ホームページで公開している。

イ 課題

更なる透明性の向上のため、会計帳簿及び支出に係る証拠書類等の写しのホームページ公開について検討する必要がある。

ウ 見直しの方向性

ホームページ公開にあたっては、必要な予算や職員数の確保、各種様式の見直し及び書類の提出時期等について整理する必要があることから、今後更なる検討を行った上でホームページ公開を実施する。

### Ⅲ 見直しの実施時期及び今後の対応

#### 1 見直しの実施時期

##### (1) I から II (2) [収支報告書及び会計帳簿等の写しのホームページ上での公開以外]

条例、施行規程及び指針の改正を伴うものについては、原則として令和2年度交付分から実施する。

ただし、事務所費及び人件費に係る事項については、契約関係及び雇用関係の問題があるため、令和2年度中に整理を行うこととし、令和3年度交付分から実施する。

会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの閲覧については、令和2年度時点において書類の現存する平成27年度交付分以降から実施する。

##### (2) II (3) [収支報告書及び会計帳簿等の写しのホームページ上での公開]

今後更なる検討を行い、令和6年度（令和5年度交付分）までにはホームページ上での公開を実施する。

#### 2 今後の対応

政務活動費に関わる論点については、様々なものがある。

しかしながら、当連絡会としては、限られた時間の中で、更なる透明性の向上と適正性の確保の観点から、記載の項目に絞って検討した。

会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開については、公開までの間に整理すべき諸課題を引き続き検討する必要がある。

また、その他の論点については、県議会として今後とも見直すべきものは見直しを行っていくことで、県民が期待する政務活動費に係る更なる透明性の向上や適正性の確保に努めていく必要がある。

会派及び議員は、政務活動費の財源が、県民の皆様からいただく貴重な税金であることを改めて認識し、十分な理解と適正な運用に努めていくことが必要である。

## 政務活動費連絡会委員名簿

会 派 名	委 員 名
自 民 党	杉 本 透 (座長) 細 谷 政 幸 田 中 徳 一 郎 田 中 信 次
立憲民主党・民権クラブ	市 川 よし子 栄 居 学
公 明 党	谷 口 かずふみ
かながわ県民・民主フォーラム	く さ か 景 子
県 政 会	相 原 高 広
共 産 党	井 坂 新 哉